



人権擁護委員による
街頭啓発活動

人権相談は、毎月第3金曜日です
1人で悩まず、まずは相談を！



松田茂男さん
(大屋町加保)
☎ 669 - 0281



鎌田英子さん
(大屋町夏梅)
☎ 669 - 0271



津崎建司さん
(関宮)
☎ 667 - 2946



田渕喜久子さん
(丹戸)
☎ 667 - 7045

「人権」一口メモ

★本年度は「世界人権宣言 60 周年」
「人権擁護委員制度 60 周年」の節目の年

国際連合は、昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日の第 3 回総会において、すべての人民とすべての国民が達成すべき基本的人権についての宣言である「世界人権宣言」を採択しました。

そして、12 月 10 日が「人権デー」と定められたことにより、法務省と全国人権擁護委員連合会では同日を最終日とする 1 週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及のための啓発活動を行っています。

また、同年には人権擁護委員令が公布され、この制度を恒久的なものとするため昭和 24 年 5 月 31 日に「人権擁護委員法」が制定されました。

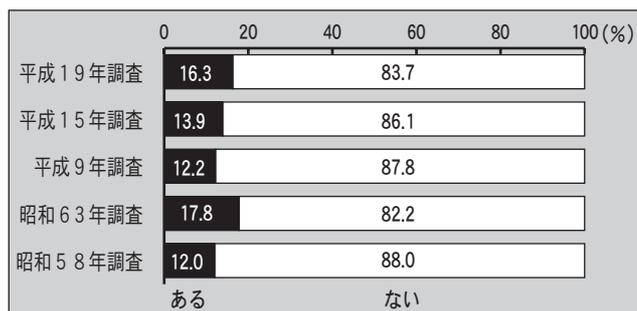
本年度は、「世界人権宣言」が採択されて 60 周年、人権擁護委員制度が発足して 60 周年の節目の年です。

★ 12 月 10 日から 16 日は
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

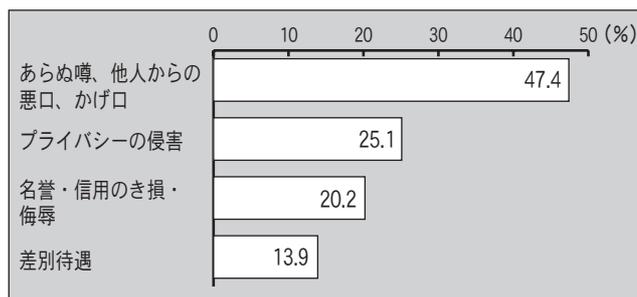
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的として、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

この問題を早期に解決するためには、私たち一人ひとりが意識し、国際社会と連携することが重要です。

★人権侵害を受けた経験がありますか？



★どのような人権侵害を受けましたか？(複数回答可)



★関心がある人権課題は？(複数回答可)

